

令和8年度診療報酬改定におけるDPC制度への参加又はDPC制度からの退出に係る届出の受付期間について

1. 概要

- 診療報酬改定時にDPC制度への参加又はDPC制度からの退出を希望する病院は、「「DPC制度への参加等の手続きについて」の一部改正について」（令和6年11月29日付け保医発1129第11号。以下「参加通知」という。）において、届出様式を、診療報酬改定の6ヶ月前以前の一定期間の受付期間内に提出することと定めている。
- 診療報酬改定時の医療機関群別係数の設定等においては、一定の集計作業を行う必要があるため、令和6年度診療報酬改定時を含め、これまで、受付期間については、9月1日から起算して1ヶ月間としてきた。
- 令和8年度診療報酬改定の施行時期について、令和6年度診療報酬改定を踏襲すれば令和8年6月1日となるが、令和8年度診療報酬改定においても、例年と同様の作業期間を確保する必要がある。

2. 対応方針（案）

- 令和8年度診療報酬改定時にDPC制度への参加又はDPC制度からの退出を希望する病院における、届出様式の受付期間については、令和7年9月1日から起算して1ヶ月間としてはどうか。
- また、こうした作業上の課題は今後も解消が難しいと予想されるため、参加通知において、診療報酬改定時にDPC制度への参加又はDPC制度からの退出を希望する病院における、届出様式の受付期間については、診療報酬改定の前年度の9月1日から起算して1ヶ月間とすることとしてはどうか。